



発行所 野 郡 泉 村 福井県 下穴馬 912-02 中 電 912-03

Table with population statistics for the village of Izumi, including birth/death, migration, and area (332.26 square km).

今月の目標 梅雨期の保健衛生に... 晴天の日は... 消毒を... (Health and safety goals for the month)

村議会議員選挙

投票日は七月十二日

立候補締切りは六日午後五時

和泉村選挙管理委員会は、去る五月二十一日開催され、任期満了に伴なう村議会議員の投票日を七月十二日と決定した。選挙期日の告示は、七月五日、立候補締切りは六日の午後五時、投票は朝日小学校を始めとする村内五つの投票所において行なわれ、午後八時より朝日小学校において即日開票が行なわれる。選挙執行日程の主なものとは次の通りである。

村議会議員選挙執行日程

七月二日 選挙人名簿臨時登録日 選挙人名簿臨時登録基準日

七月三日 選挙人名簿縦覧開始(三戸四の言問)

立候補届出 推せん届出書類事前審査(午後二時より役場会議室)

七月五日 選挙期日の告示

立候補届出 推せん届出受付開始 受付期間 七月五日~七月六日迄 受付時間 午前八時三十分より午後五時まで

Table of voting stations and times: 投票所及び投票所開閉時刻表. Includes locations like Asahi Elementary and Daikoku Middle School.

公営物の交付 自動車表示板 一枚 拡声機表示板 一枚 街頭演説用標旗 一枚 乗用車腕章 四枚 運動員腕章 一枚 諸証明の交付 通常葉書使用証明書 一枚 新聞広告掲載証明書 一枚 選挙事務所設置届出受付開始

登録基準日は七月二日

縦覧 七月三日~四日の二日間 和泉村議会議員選挙臨時登録

任期満了に伴なう村議会議員選挙における選挙人名簿臨時登録の基準日及び登録の期日などが、次のように定められました。 一、登録の方法 二、登録の期日 三、登録の基準日

出納責任者選任届出受付開始 選挙立会人届出受付開始(廿九日迄) 投票所及び投票所開閉時刻(上段図) 不在者投票受付開始(七月十一日迄) 公営施設使用による個人演説会開催 申出受付 七月六日 立候補届出 推せん届出期限 七月七日 公営施設における個人演説会開催 七月八日 投票記載所の氏名等の掲示順序決定の時刻 午前九時より 七月九日 選挙立会人届出最終日

投票所入場券の配布完了 七月十日 選挙立会人のくじ 時刻 午前九時より 七月十一日 不在者投票最終日 七月十二日 選挙期日(投票日) 選挙会 時刻 午後八時開始 投票所 朝日小学校 投票所設置場所から三百メートル以内の選挙事務所閉鎖 七月十三日 当選人への当選告知及びその旨告示 当選証書付与 (以下省略)

入場券は、投票所内への案内 投票所入場券は、選挙人が投票を行なうために投票所内へ入場できる旨を表示したもので、この入場券によって選挙人の名簿対照を正確かつ円滑に行なわせ、又、棄権防止等の役割りを持つており、和泉村では特別の事情がない限り投票日の前日までに区長さん等を通じて交付しております。

新たに当村の選挙人名簿に登録されるためには、当村の区域に住所を有する満二十年以上の日本国民で、従来から当村に居住している者について、その者の住民票が作成された日から、又他の市町村からの転入者については、転入の届出をした日から引き続き三ヶ月以上当村の住民基本台帳に記録されていなければなりません。この登録要件における住所、年令の各要件を今回の選挙にあてはめて見ますと次の様になります。

(1)住所要件 七月二日の基準日から、三ヶ月過ぎた当日の翌日(四月三日)から引き続き本村に居住し、住民基本台帳に記録され、又は転入の届出をした者が有資格者となります。

(2)年令要件 七月十二日の選挙期日現在で満二十才に達する者で、(イ)の住所要件を満たしている者

(注) 七月二日の基準日まで、三ヶ月以上の住所要件を満たしている者で同日に満二十才に達していない者は七月十二日の選挙期日まで、満二十才に達すれば有資格者として登録されます。

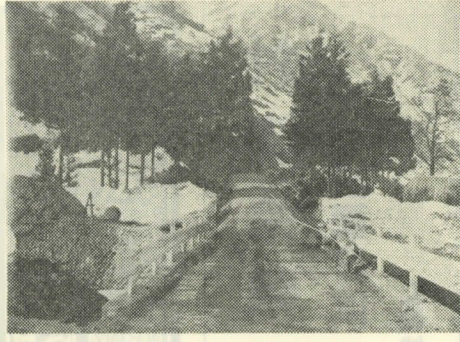
② 七月二日の基準日には年令、住所各要件に達していないが、七月十二日の選挙期日までには三ヶ月以上の住所要件並びに年令満二十才の要件に達する者は、無資格者として今回の場合、登録されません。

# 造林事業費および特殊林産物 改良増植事業に対する補助金について

小規模造林および下刈、なめこ、ひらたけ、しいたけ等の種菌、黄蓮の新規栽培に対して、補助金が交付されることは皆さん既に御承知のことと思いますが、村では昨年に引き続き本年もこれらの事業に対する補助金が計上されております。

奮って本事業を遂行されるよう期待しております。

(補助金の対象および補助金)  
一、普通造林、三アール以上十アール以下で、一アール当り杉または松三十本以上の新植に対し、一アール当りの補助額は、県補助額と同額とする。



↑【写真】完成された荒島林道

## 林道網の整備

### 総事業費三千六百万円

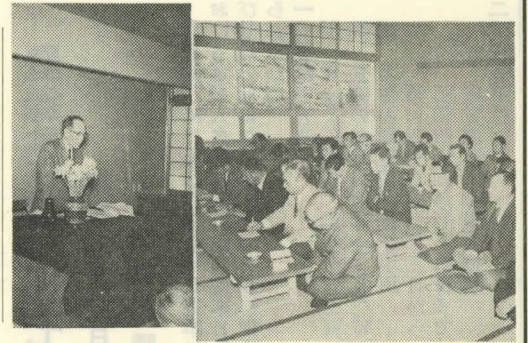
林業の振興を重要施策とする本村は四十四年度七六メートルの橋梁を含む延長五〇〇メートル幅員三、六メートルの荒島林道を開設、継続事業にて、本年度延長七〇〇メートル、新規事業林谷林道延長三〇〇メートル、野々小屋林道の橋梁二橋の改良等をし、奥地山林資源を開発しようとして、六月頃工事に着手し秋には完成の運びとなる予定でございます。

以内の造林地下刈に対し一アール当り四十円とし、一アール未満は切捨てる。

三、種菌、購入代金の二分の一  
四、黄蓮、新規栽培、面積十アール当り一万七千円。

種を播く場合十アール当り千七百円  
(補助金交付の申請)  
補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を、造林については森林組合、特殊林産物については農業協同組合、または森林組合を経由し、六月二十日迄に村長に提出して下さい。

なお詳細については村役場の産業観光課へお問合せ下さい。



## 講演会催さる

### 日本観光協会 高橋氏来村

去る四月三十日、五月一日の両日にかけて、日本観光協会業務部長高橋進氏が来村し、村内視察及び講演等が行なわれた。これは本村の振興計画を策定する上に同氏の意見を参考とするために招聘したものである。

まづ、本村の地勢風土などを確かめるべく、三十日午後より、県町村議長会事務局長、議長等同行し、箱ヶ瀬油坂―白鳥―北濃―石徹白―小谷堂を経由し下山方面も詳しく視察した。翌五月一日午前九時半より朝日小学校において、十一時まで講演があり、その後十二時過ぎまで振興計画審議会委員の本村の観光の将来について種々意見の交換をした。

視察、講演、懇談会を通じて聞き得た言葉の中に色々参考とすべき事柄が多かつたが、観光は全国的な生長産業として年々その人口が増加しており、立地条件に恵まれれば有望で、本村の

# へき地教育の振興 教育機器の充実え

天然自然のへき地現象は容易に解消できないが、人為的分野に属する教育の場から僻地性の解消は可能であるとの前提は肯定できる。

教育において全国に高い水準を保持する我が福井県は、教育のへき地性解消の一大方策として、昭和四十五年度県内に僻地教育センターを三ヶ所新設するとともに、へき地指定校に教育機器の普及充実を実現することになった。即ち複式学級において限られた時間内に学年差のある児童が、系統ある教材の学習に、より多くの効果をおげるための教育機器、シンクロ、フアツクス―セットづつ、補助限度額一セット当り六万円、国庫が二分の一、県補助が三分の一で実施される。

## 老人病予防に無類の 効果ある梅について

### 効果ある梅について

梅は昔から風邪や疫病の流行時に予防剤として用いられたという記録や日の丸弁当が重宝な健康食として日本の庶民に広く親しまれて来たが一九五九年ノーベル賞を授賞された英国のシエフルト大学のクレイブス教授は「植物のクエン酸」が人間の体力の増進や老化防止などに作用する。

即ち含有水炭素の分解(解糖作用)にあつては、クエン酸が存在するときは存在しない時に比し十倍以上に及ぶ驚異的活動エネルギーが出て体の活力がグンと向上する事が発見されて以来各方面より非常に重要視されるようになったのである。

梅干のクエン酸は人体内において、オキサール酸に良好に化わり、含水炭素を加えるだけでなく消毒剤として腸の悪酸をふさぎ、有毒なアミノの発生をおさえ血液のアルカリ性化とあいまつて、老人病を未然に防ぎ若返らす作用を有するとの事である。

明るく正しい選挙特集

議員は利害代弁者ではありません

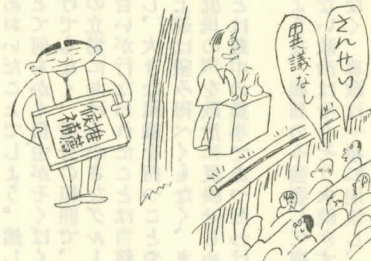
私たちの村は人口二千五、六百人の小さな静かな平和な村です。でも村長や、とくに村会議員の選挙ともなれば、村じゅうのお祭が一度にきたかのようなさわぎになります。告示になる前から今度はあの部落は〇〇さんが、あの部落は△△さんがと、村の話題は立候補する顔ぶれや、その当落予想でもちきりです。立候補者に至っては自分の得票数の計算はもちろん自分に投票してくれる人の名簿まで出てきているというようなことをよく耳にすることがあります。告示と同時に選挙運動が始まるのですが、演説などあまりなく、人の目のつかないところで、こそこそ運動して歩くのが小さな村の選挙運動の特徴ではないでしょうか。最近では正しい選挙の推進運動とか、これらの会議等が活発

◇ 平等な選挙 ◇  
◇ 自由な選挙 ◇  
◇ 公正な選挙 ◇

になつてきました。会議や大会などに出席して多くの人の意見を聞きますと明るく正しい選挙が出来ないがふしぎです。なぜ公の場と家庭との区別をするのでしょうか。一家の主人は今度立候補した〇〇さんは、部落推せんだから〇〇さんに投票しろ、又家族の主婦たちは主人がそういうのならと、多くの人々の前でべたこととはうらはらな態度で選挙に望む人がほとんどではないでしょうか。議員は部落のためのものではありません

せん。村全住民の代表です。立候補者たちの演説等があつたら積極的に聞きこの人こそ私たちの代表にふさわしい

おかせん立てかできてい……



と思つたらこの部落の人でもない、その人に一票を投じてはどうでしょうか。そうすれば立候補者達のみによく運動もなくなり、本当の正しく明るい選挙が行なわれ、立派な代表を議会におくりこむことが出来ます。

私たちの村も、区域代表的な部落推せんが形がとられていないのではないのでしょうか。七十年代の村政をより進歩させ明るく住み良い村にする為には是非やめなければならぬことではないでしょうか。そうでないと当選した議員も、部落の事ばかり考え小さな政治しか出来ません。有権者は立候補者に負担をおわしてはなりません。議員は全住民の代表です。一区域や一人一人の代表ではありません。

今年の七月は村会議員の選挙です。村の将来を左右する大切な選挙です。立候補者ばかりでなく主権者一人一人が良く考えて今度の選挙に望もうではありませんか。

住み良い村は、あなたの一票で

明正選挙について考える

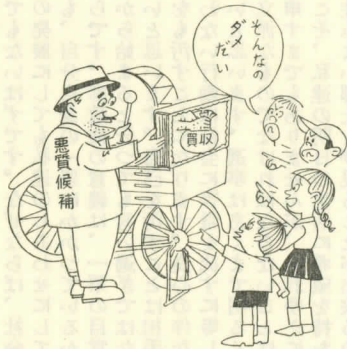
何時も何かの選挙がある度に「明るく正しい選挙」と声を大きくして叫ばれます。そして選挙が終わると必ず違反がテレビ、新聞をにぎわし、今度も明正な選挙が行なわれなかつたと批評されます。私達の村では国会議員の選挙等は比較的明るい選挙が行なわれる様ですが、一番大切な村会議員選挙はどうでしょうか。「やれ一票いくらだ」とか「やれ酒が出た」等とうわさが流れます。私達にはあまりにも身近な候補者(親類であつたり、友人知人であつたり、部落やグループの人であつたり、日頃顔を合せる人であつたり)

であるため中々明るい選挙が出来にくいのでしょうか? しかし今度の村会議員選挙は七十年代村の発展の第一歩をしめすためにも、本当に大切な選挙だと思ひます。

村政が私たちの望む方向に行なわれるかどうかは、私たちが持つている主権を正しく行使するかどうかによつてきまり、又選んだ代表が行なう村政に對してもふだんからきびしい眼を向ける姿勢を忘れないことが大切だと思ひます。長い間の因習による選挙の姿勢を一步でも正しい方向に近づけるために何か一つだけでも目標(買収されない、義理人情に流されない、もてなしを受けない、戸別訪問に応じない)を立て、貴い一票を行使し明るい選挙を通じて、正しい村政、住みよい村を、みんなで造りあげて行きたいものです

正しい判断が村の将来をきめる

明るく正しい選挙運動が十数年も続けられていますが、和泉村明正選挙推進協議会も四十三年三月に青年と婦人の「この運動は私達から」の合言葉によつて結成され、機会あるごとに話し合をし研究会を重ねて居りますが、その効果は一朝一夕にして上がるものではありません。有権者一人一人がこの運動の意義をよりよく研究し、積極的に運動を展開することによつて、必ず近い将来に全有権者が白バラを胸に飾れる日も来ること、信じています。七月には村議会議員選挙が行われますが一番身近な而も直接私達の生活に関係の深い関心の強い選挙でありますから、その一票の成果が存分に発揮される絶好のチャンスであると思ひます。この際有権者自身が公明であることは勿論、候補者のどんな違反をも受付な



いしつかりした判断で、和泉村の将来と住民の幸福のために真剣に情熱をたき込んで貰える人を選ぶうではありませんか。

選挙は大き過ぎた後、一票を投ずれば万事終了、次の選挙まで大方の有権者の政治に対する意識が眠りこんでしまうのではないのでしょうか。選挙が終わると同時に政治が終わるのではなく、選挙が終わつてから本当の政治が始まるといえるのです。

選挙は果して明るく正しく行なわれたか。自分の一票が望ましい働きのある人を選んだか等の反省がすぐされるべきでしょうし、その人の行動を監視していく事がそれからの私達の大事な務めです。

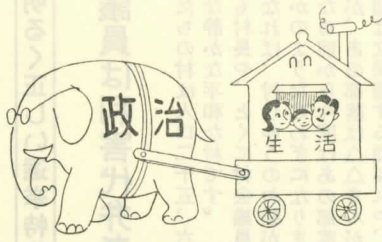
もう始まつていであらう。運動中の品物や言葉たくみな戦術にまどわされない候補者の日常の態度や行動をよく見きわめ、正しく判断して、十三名の議員を選ぶことが和泉村の将来をきめることであり、その鍵は私達の一票であることを心して七月選挙に、のぞもうではありませんか。

# 選挙は明るく立派に

## 相談は民主政治の始まり

選挙とは、多くの人々が相談に参加する手段だと思います。神話によると「神集い」というのがあつて、神々が相談して物事を取決めたことが記されており、古来から人間集団社会において相談ということは数知れずあつたわけです。問題は、相談の範囲であり方法であり、効果であり、然して人間尊重の度合いであると思います。

近代民主主義の確立以前は、権力者による専制時代が長く続いており、このことは世界の歴史が明らかにしている事実です。わが国における鎌倉幕府から江戸幕府末期までの武家政治、いわゆる武断政治とも呼ばれる時代がその顕著なものでありましたが、勿論それ以前にも豪族などによる権力的支配があつたわけですが、このような時代には主、主君（殿様）将軍（上様）と云われる者が絶対の権力を持つており、自己の主観や独善による命令によつて支配が徹底して行なわれた事実が多く、たまには部下の意見をよく聞いたり、民情をよく観察したりして善政を敷いた。



わたくしたちの生活は、政治と密接な関係があり政治によって左右される。

たのが明君と云われていますが、それとて近代民主政治に比較出来るものはありません。また江戸幕府の特色として、身分制度を確立したことと鎖国政策をとつたため人々の社会的地位や発言に強い制約が加えられ、外国との交易や文化の導入もと絶えるなど、大きく後退した時代が三百年近くも続きました。

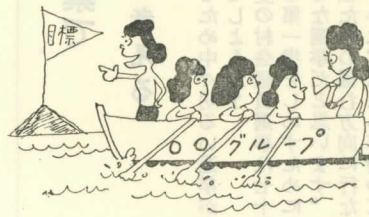
この時代では、上意下達は非常に厳しく、反面、下意上達は容易でなく、止むに止まれずして強行したのが將軍に対する直訴で、これは死罪覚悟の上のことです。桜宗五郎など多くの義民達が、それしかない手段に血涙を流して天をおおいだことでした。然しこの時代でも何もかも自由がそくばくされたわけでもなく、身分の範囲で、それぞれの立場における小さなグループで話し合いが行なわれたことは当然です。然し、大きな組織を持つことや、意志の上達は望み得べくもなく、ましてや、庶民の声を政治に反映せしめることなどは難中の難事であつたわけでした。

このような、義務のみ強要して権利を認めない政治はそうそう永続するものでなく、幕政は一挙に崩壊し、世は維新の夜明けを迎えることになりました。時に、明治新政府は人心一新を策し、五ヶ条のご誓文を發してその基本的姿勢を明示し、新しい時代の来たことを天下に告げたわけですが、ご誓文の一条に「広く會議を起し万機公論に決すべし。」とあつて民主政治への決意を披瀝しております。次で明治二十一年には国会招集、憲法發布など、その制度化を進め、また民間において

も自由民権運動が活発に展開されて、国民の参政権も徐々に確立し始めました。

こうした長い歴史の道程と先人達の犠牲の上に立つてかち得た今日の民主政治ではありますが、元をたせば、私達の先祖がやつてきた相談事であり

みんなの意見が一致して……



話し合いであり、ただそれが自由と平等の上に立ち、せまい範囲も広い範囲も含め、組織かつ制度化したに過ぎません。

私達が政治に参加出来る権利は決して安易なものではなく、またよそでもないはずですが、なぜならば、社会の発展にしても私達のしあわせにしても、自分自身の一票にかかつているからです。参政権の意義は、一票の自覚から始まると云つても言い過ぎではないと思います。自己を汚すことは相手をも汚すことになり、良心の伴わない行動は社会に害毒を流すに等しいと思います。選挙はあくまで明るく立派なものになければならないことは申すまでもありませんが、それゆえにこそ、私達の明日の生活に希望を持ち住みよい郷土を夢見ることが出来るのではないのでしょうか。

# 選挙で示せ正しい姿勢

## 若い力が正しい選挙の灯をともす

急テンポに進展する社会情勢は、和泉村にも過疎、鉄道、観光、道路、役場庁舎建設等いろいろな形で姿を現わして来ています。今後の四ヶ年間の村政をたくす村議会議員の選挙が、来月の中旬に行なわれます。そこで、将来村を建てて行かなくてはならない青年が、どのような気持で今度の選挙に望まなければならないかを考えて見たいと思います。

中には、今度の選挙で始めて投票することでしょう。始めて投票する人もあつて、二回目三回目の方もあつて、喜氣持ちは誰でもそうだと選んでいます。喜び勇んで自分の意志で選んだこの人を正しく投票するのだと、はり切る人もあつて、それが回を重ねるうちに、いつの間にか不正な手段に気づかなくなり、これが選挙かと思ひ込むようになつて来ます。そこで、国をあげて、公正選挙だ、お題目をとこなえながら本来選挙のあるべき姿を取りもどそうと、選挙のたびにやつきになつて居るのです。若い若い皆さんは、まだ社会の汚れた選挙が体に浸み込んでいません。いかに選挙に關しては潔白な体です。そこで皆さんの若い力とフアイトで、今回の議会議員の選挙を一步でも明るく正しい選挙に近づけるように学習活動を行い、選挙を実践して一般住民に正しい選挙のお手本を示していただくと共に今までのように、政治は政治屋に

陣中見舞は やめましょう

じぶんのちからで決める……



まかせきりといった態度を反省し、進んで、村政に参加する意味においても今回の選挙は四年に一度の機会です。今一つ有権者の大半を占める婦人層の人々と互に手を取り合つて、青年の、いや住民の住みよい村、生きがいのある村として生れ変わるような政見、政策を持つて実行出来る立派な候補者を選ぶために、あなたの若さとフアイトを今日からもちたいと思ひます。

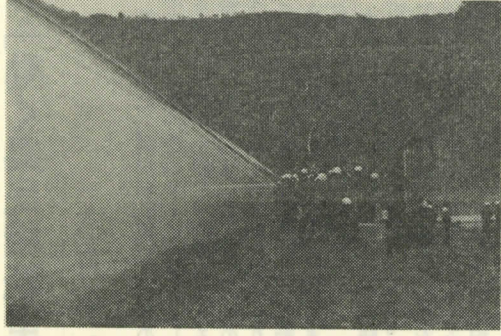
# 村社会教育方針

## 目標が決まる

県民性の創造をめざし、昨年制定された、われら県民の生活指標である、親切・秩序・対話・健康・清潔福井の五項目を普及推進のために「親切運動」「事故防止運動」「郷土美化運動」「健康体力づくり」の四項目が伸びゆく福井県民実践運動として大きく展開されていますが、これら実践運動を旨とし、また、激動し進展してやまない社会情勢をよく理解し、対応する生涯教育の理念に立つて、社会開発の現状を正しく見つめ、再建途上の諸計画に進んで協力し、明るく住みよい郷土の実現に邁進できる村民性を培うために次の目標を決めた。(前方方針は略す)

方針、目標は、昨年度に社会教育委員に諮問され課題の一つであった。三月に委員の会で原案作成と審議がなされた。

【写真】出初式



れ、四月に再検討の結果決定された。

- 1、社会教育の重点目標
  - (1) 明るい村づくりを推進する。
  - (2) 社会教育体制の確立と青少年教育の振興につとめる。
  - (3) 進展する社会に対応した成人教育の促進につとめる。
  - (4) 住民の健康観の啓培と体力づくりを推進する。
- 2 具体的目標
  - (1) 明るい村づくりを推進する。
  - (2) 時間を守る
  - (3) 清潔な村づくりにつとめる
  - (4) 挨拶を実行する
  - (5) 青少年教育の振興につとめる。
  - (6) 青少年団体の自主活動を推進し地域課題と取りくむ青少年の姿勢を確立する

### 消防団出初式

恒例の昭和四十五年度和泉村消防団出初式は、去る五月七日、消防団々課長を始め、来賓多数列席のもとに小雨ふる中、朝日中学校グラウンドにおいて団員百二十余名が参加して行なわれた。

式は午前九時開会され、村長及び来賓の観閲や、機械器具の点検に引続き角野橋下流において放水試験が行なわれたあと、模擬火災は雨のため取りやめられ屋内運動場において、村長及び団長の消防一般協力者や団員表彰、又消防団々課長による講評、来賓祝辞等があつて無事終えた。

◎村長表彰  
特別功労章 桜川 義夫 洞口 秀男

◎青年学級に学習の機会、教材を提供しながら学習内容を充実する

◎スポーツ少年団の健全育成

◎成人教育の促進につとめる

◎地域婦人会のリーグ養成につとめ自主活動を推進し婦人の意識を高める

◎単位PTA活動の近代化と、家庭教育学級の開設と充実をはかる

◎住民の健康と体力づくりの促進

◎青少年の体力把握と体力づくり

◎住民の健康的な見方、考え方を啓培し生活の実践につとめる

◎文化財の保護につとめる

◎埋蔵文化財を保護する

◎発掘遺跡の整理と保護

◎無形文化財の保護と育成

◎団長表彰

功 労 章	功 労 章
西 昭朗	中内 智利
西野 善孝	森 忠雄
西野 善孝	谷口 新作
西野 善孝	谷口 重徳

NO.27 ガンコオヤジ 咲山みのる

ある会社  
12時のサイレンで昼食

（時の記念日）

1時  
まだで  
り休  
む

またサイレンが  
早いなあ

ハア

### なんでも語り合う家庭を

毎年春は少年の外出が多くなるといいます。福井県では毎年四月、五月の間に百人余もの家出した少年を保護しています。これら保護した少年に家出した原因、動機を聞いてみますと、両親や家族との間に話し合いの機会をもたない家庭の少年がほとんどで、このように最近では親子の断絶々々といふことが家出少年を多くしているいちばんの原因のようです。親子がむつまじく、なんでも語り合う家庭からは家出した少年はありませぬ。家出は少年の一生をだいなしにしてしまいます。

家庭では、おかあさんが中心になって、こどもの良い相談相手となり、悩みを聞いたり、励ますなど、あたか家庭づくりの心がけましょう。

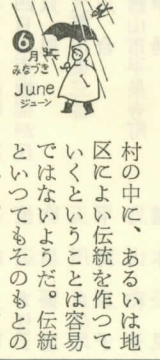
▼不良化は親の注意の切れ目から

▼悪は家庭で生まれ、環境で育つ

朝日調査部長派出所

- 東 治義 三坂保司  
小田 喜二 中村義和  
野中 金蔵 高井重高  
永年動続章（十五年）  
荻安 四郎 山本哲也

### みなづき（六月）



村の中に、あるいは地区によい伝統を作っていくという事は容易ではないようだ。伝統といつてもそのもの流れと言ふものもなければ伝統はない。自然発生的に伝統が形付けられることもあるが、よい村作り、よい団体を築いて行くという事になれば何か筋金になるもの背骨のようなものがなければならぬような気がする。

例えていえば川のようなもので山の溪谷に水が湧き、その水が幾多の水を集めて川となり周辺の耕地をうるおしてやがて大きな川の流れるようになるものではないだろうか。さて我が和泉村にも色々と伝統が残されているが、一つを例に取りますと規律と消防精神を誇る消防団がございませぬ。県外その他集合場などで伝統ある和泉村とよく言われる言葉が我々後継者にとつて、常に前進を心掛ける姿勢をおのずから形成して行くことに、皆が一致しているのである。

その影には前任者の方々の苦勞と、努力が限りなく続いて今日に至つたことであろう。こうした数々の伝統とこれから作り出されるものはお互いに努力することが大切であり社会の発展に役立つことになることはいふまでもないことである。今日、和泉村では観光面で力を注いでいますが現在少数の方で曲太鼓を一生懸命やっておりますがこれも村の伝統としてまた伝統を引継ぐ者として無意識の内に村の文化を育成していることを私はまことに意義あることと思うのであります。意欲的に村のおの使命を感じて勉強と努力してゆき、益々発展と、よき伝統を残していつともらいたいものです。

# 「動く県民相談室」の開設

## 六月十七日【午後一時〜四時】

県庁の中に「県民相談室」というのがあって、県行政のサービス窓口として広く県民の声を聞き、行政に対する要望等の解決を促進して、行政事務の向上をはかっておりますが、今年よりこれを県内へき地へ移動開設して「動く県民相談室」として、末端の現地まで足を伸ばす計画をしております。

本村での開設は六月十七日午後一時から四時まで朝日小学校で行います。このことは、既に区長さん宛ご通知を差上げてありますが、あらかじめ、みなさんの苦情、要望、意見などを「相談カード」に記入していただき、六月

一日までに役場へ提出して下さい。それによつて県の課長級出先の所長などが回答するしくみになつております。公開して差支えないものはみんなの前で回答し、個人的なものは個別に回答するそつです。当日直接の要望もできますので、この機会に、たくさんの方の要望や意見、苦情を寄せられ、たくさんの方々が会場へお出で下さるよう、お待ちしております。

### だれにもできる人助け

### 献血をしておきましょう

人体の輸血には、どうしても人間の血液しか輸血できないのです。重い病気や大きなケガなどで苦しんでいる人々の尊い生命を守るために、あなたの血液を献血して下さい。献血とは国民がお互いに助け合ひの精神によつて無償で輸血を必要とする人のために血液を提供することです。献血された人が不幸にして輸血が必要となつたときは健康な献血の保存血液が優先的に還元されますので献血は人を救うとともに自分も救われることとなります。日本赤十字社は厚生省、都道府県や市町村と一体となつて、献血の推進に当たつて

います。本村にも八月十日十一日に愛の献血車が参ります。あなたのために家族のために一世帯一人は必ず献血しよう。献血できる人は次の条件にかなう健康な人なら誰でも献血することができま

一、十六才以上満六十五才未満の人

二、体重が男子四十五kg女子四十kgをこえる人

三、血液の比重が一、〇五二以上の人  
 ◎献血できない人  
 一、妊娠している人、また過去六ヶ月以内に妊娠していた人  
 二、産後六ヶ月以内の人  
 三、医師が採血できないと診断した人

## 税のお話

今月は電気ガス税についてお話ししたいと思います。電気ガス税は村内に於て電気及ガスを使用するものに對し、その料金を課税標準として課税するもので税率は百分の七であります。徴収方法は普通徴収と特別徴収の二つの方法がありますが自家発電の場合を除く外は特別徴収によることになつて居ります。本村では特別徴収だけで電気ガス事業者が特別徴収義務者になつて居ります。特別徴収義務者は毎月二十五日までに前月分の課税標準額、税額、その他を記載した納入申告書を役場へ提出し納金することになつて居ります。

又電気ガス税は一ヶ月の料金で電気にあつては五百円、ガスにあつては千円以下は免税になつて居ります。非課税の範囲もかなり広範囲になつて居ります。例えば公衆のため道路、橋等に照明用として設置された電灯、火災報知器、交通信号灯、誘が灯、かんがい排水用電動機用電気、農協等の稚蚕飼育の共同施設用電気及び金、銅、鉛、亜鉛其他鉱物の掘採業者が直接その作業に使用する電気等は非課税になつて居ります。

### 国民年金保険料を納められない方は免除の手続きを

国民年金は老令、廢疾、死亡にそなえて今から保険料を納めていくのが建前です。しかし家計が苦しかったり、失業や災害などで保険料を納められない



### 蚊やハエを退治しよう

#### 青年団清掃奉仕活動行

和泉村青年団では、春季清掃検査に先立つて、去る五月九日午後一時から団員多数によつて村内の清掃奉仕活動が行なわれた。

これは青年団活動の一環として、村内の蚊やハエを退治しようという計画されたもので、この日役場の清掃用撤布機二台と三共の乳剤を用いて、村内各部落の下水を始め、水溜やゴミ捨て場などを清掃、消毒して歩き村民から大変感謝された。

ようにと部落集會できまり、中心地である東道場に設置されました。老人たちからこのアンマ器で孫の子守や一日の仕事のつかれがみほぐれ楽しい毎日がすごせると大変感謝されています。

### 人のうごき

- 【出生】  
 上大納 高田武彦 武男 長男  
 上大納 田上和彦 次徳 長男  
 貝皿 村上隆二 良夫 二男
- 【婚姻】  
 朝日 谷口みち子  
 岐阜県郡上郡白鳥町 高原昌之  
 後野 三嶋悦子  
 福井市左内町 奥嶋光晴  
 四日市市坂部が丘 渡辺要磨  
 貝皿 吹屋要磨  
 大野市東三番 玉川貞次郎  
 川合 平野京子  
 伊勢 鳥山和子  
 伊勢 徳本公見  
 角野 知野妙子  
 福井市日之出町 伊藤藤則男

### 老人に椅子付

#### アンマ器贈呈

この程、上大納部落では老人のために富士医療器製作所の椅子付アンマ器を、どなたでも自由に使つていただく

を申請して、申請したときからその年度末まで免除されますので七月末日までに必ず申請して下さい。保険料を納められないからといって、そのまま放つておかれますと年金を受ける資格がなくなりますから、保険料を納めることが困難な方は印鑑持参にて役場(住民課)まで申し出て下さい。

申請は七月末日までに

免除の手続きを

国民年金は老令、廢疾、死亡にそなえて今から保険料を納めていくのが建前です。しかし家計が苦しかったり、失業や災害などで保険料を納められない

各小中学校

## 交通教室実施

青 黄 赤

和泉村の小学校、中学校の生徒から交通事故を出さないようにと、このほど和泉村教育委員会、大野警察署と村内の交通指導員の協力をえて、五月九日と十九日の二日間交通教室を実施しました。和泉村では見られない「青進め」「黄注意」「赤キケン」の信号機を使い大野や福井で正しく信号を見て道路の横断が出来る様に又、自転車正しい乗り方など、おまわりさんからおそわり二日間の日程をとじた。尚この交通教室は今年始めてであるが、村教育委員会では今後は年間行事にしたい。